

玖珠町認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業

認知症高齢者等個人賠償責任保険とは

認知症状等がみられる方が、日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償（最大1億円）するというものです。

対象となる方

「玖珠町認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業」に登録している方で、在宅生活をしている方。ただし、以下に該当する方は対象外です。

- (1)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホームなどに入所している方
- (2)病院に入院している方
- (3)本事業と類似した、認知症高齢者等が日常生活で起こした事故による損害賠償責任を補償する保険に加入している方

補償の対象

補償の対象となる事例は、以下の場合などです。 ※偶然の事故に限ります。



◆他人にケガを負わせてしまった場合



◆他人の財物（商品等）を壊してしまった場合



◆誤って線路に入り、電車等を止めてしまった場合

(注) 補償は、保険契約に適用される約款、特約条項等で規定される範囲です。

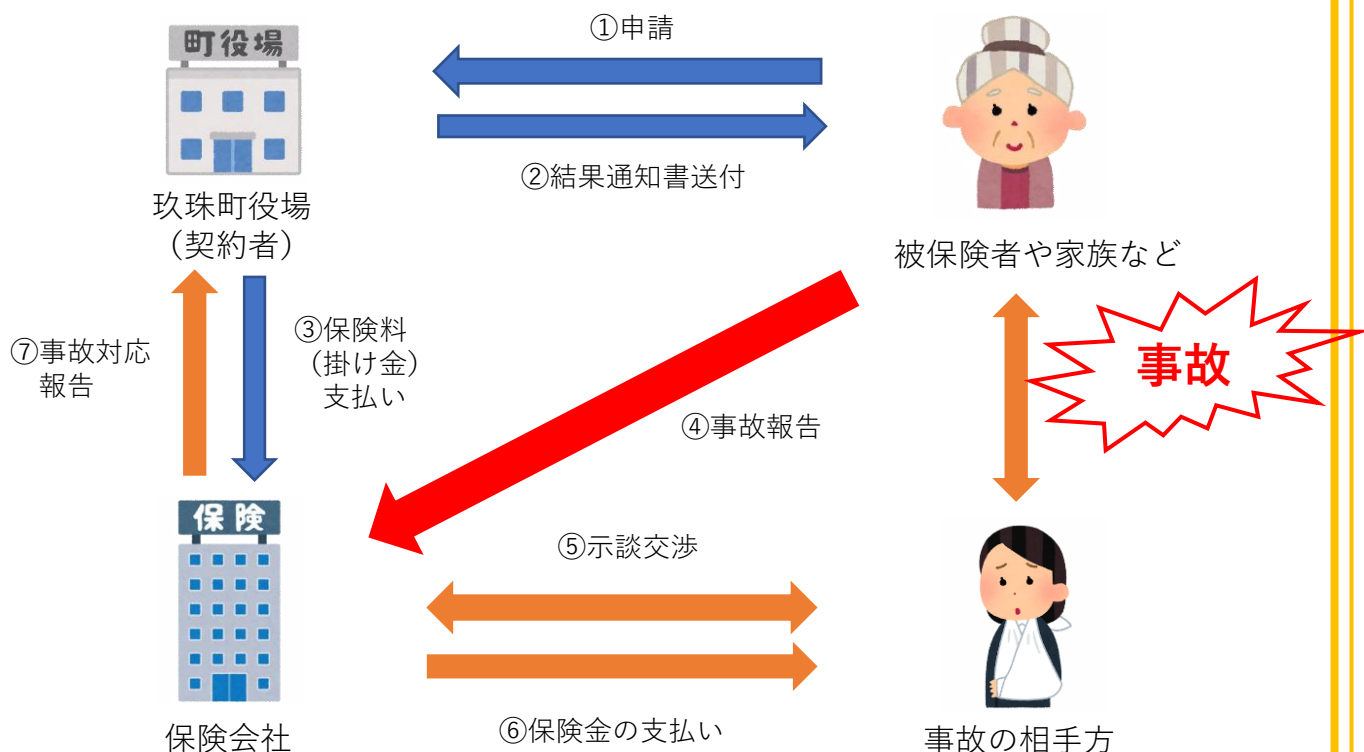
費用

保険料は町が全額負担するため無料です。

申請方法などは裏面に
記載しています。



個人賠償責任保険の流れ



申請方法

◆玖珠町認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書（様式第1号）を
玖珠町福祉保険課高齢者支援班へ提出してください。

（申請書は玖珠町ホームページまたは高齢者支援班窓口にあります）

注意事項

▷玖珠町ホームページ



1. 保険の加入期間は、申請のあった日（町が事業の利用を承認した日）から年度末までです。
2. 翌年度以降も継続する場合は、年度初めに再度申請書の提出が必要です。
3. 被保険者本人の登録情報を変更する場合、または対象要件に該当しなくなった場合は、玖珠町認知症高齢者等個人賠償責任保険変更・廃止届（様式第3号）を福祉保険課高齢者支援班に提出してください。

お問い合わせ

玖珠町福祉保険課 高齢者支援班
（玖珠町役場 1 階 5 番窓口）

TEL : 0 9 7 3 - 7 2 - 1 1 1 5

受付時間 : 8:30~17:00(土日・祝日等は除く)
住 所 : 〒879-4492
玖珠町大字帆足268番地の5